

病院の福祉事業を 有効に使う方法

～長期の視点でその人らしい生活を送るために～

独立行政法人 国立病院機構 新潟病院
療育指導室 主任児童指導員 伊藤 武
児童指導員 福澤 夏希

去年の話 ～日中活動支援～

サークル活動



行事



個別活動



療育活動



今年の話

- 1. 新潟病院が運営している福祉事業に関する話**
- 2. その福祉事業を有効に活用されている方々の話**

1. 新潟病院が運営している福祉事業に関する話

2. その福祉事業を有効に活用されている方々の話

新潟病院が行っている福祉事業

	障害者総合支援法	児童福祉法
入所系	<ul style="list-style-type: none">・療養介護・短期入所	<ul style="list-style-type: none">・医療型障害児入所支援 (指定発達支援医療機関)
通所系	<ul style="list-style-type: none">・生活介護	<ul style="list-style-type: none">・放課後等デイサービス・児童発達支援

障害者総合支援法

療養介護は障害者総合支援法に基づくサービスの一つです

「療養介護」とは

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、

病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

対象者（*18歳以上の方）

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

- ① 気管切開に伴う呼吸器管理を行っている患者で障害支援区分6の者
- ② 障害支援区分5以上で下記の者
 - ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - ・医療的ケアスコアが16点以上
 - ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上
 - ・行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的スコア8点以上
 - ・その他、上記に準ずる者として市町村が認めた者

（新潟病院ホームページより抜粋）

児童福祉法

「医療型障害児入所」とは

医療型障害児入所は児童福祉法に基づくサービスの一つです

医療型障害児入所は障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（※）に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う、とされています。当院は医療機関としての役割に加えて、児童福祉法に基づく「医療型障害児入所支援」（18才未満）と障害者総合支援法に基づく「療養介護」（18才以上）を一体的に運営し一人ひとりに個別支援計画を作成し、医学的管理の下、本人にとってより良い活動を提供し成長発達を支援し、快適に入院生活を送っていただけるように努めています。 ※当院は指定発達支援医療機関です

対象者（*18歳未満の方）

- ・重症心身障害児

児童相談所による重症児判定を受け、療育手帳（A）および身体障害手帳（1級）をお持ちの方

- ・筋ジストロフィー等、神経筋疾患の方

- ・児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童

ご利用までの流れ

療養介護

外来受診

療養介護（待機登録申請）

障害支援区分の認定調査/判定

相談支援事業所の選定

サービス等利用計画書の作成

支給決定

契約締結

サービス利用開始

医療型障害児入所

外来受診

医療型障害児入所（児童相談所に待機登録申請）

管轄の児童相談所による調査後、連絡

在宅生活にかかる諸手当の停止手続き

支給決定

契約締結

サービス利用開始

新潟病院の入所系サービスの特徴

- ・在宅や地域で生活が難しくなった方々の**セーフティ**
ネットとして存在している。



- ・患者様と病院とが対等な立場であり、それぞれの役割
を滞りなく遂行するための**契約を締結**している。



新潟病院の入所系サービスを有効活用

○在宅や地域で生活できる環境をアップデートするため
にいったん入所し、生活環境を再検討の上、環境が整っ
たら退所することも可能。



○教育を担保するため
にいったん入所し、当院に隣接し
ている学校に通い、卒業後に退所することも可能。



1. 新潟病院が運営している福祉事業に関する話

2. その福祉事業を有効に活用されている方々の話

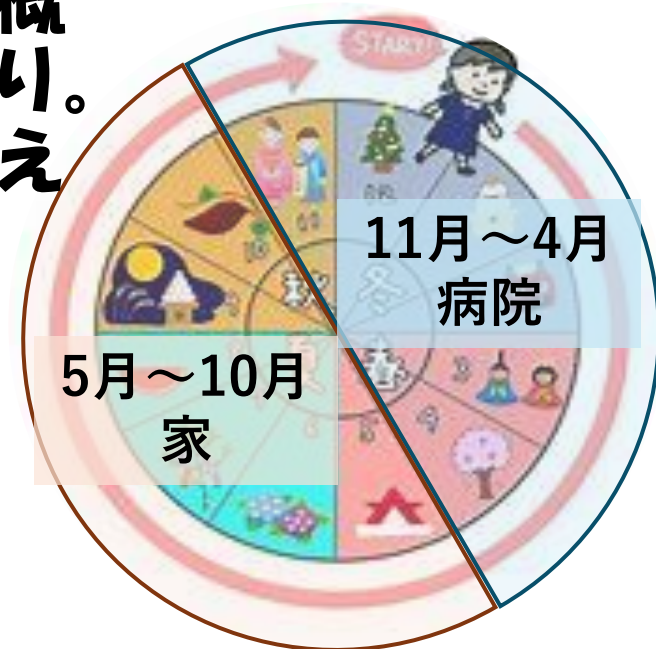
事例1（時間をかけた服薬調整が必要）

- 30歳代男性デュシェンヌ型筋ジストロフィー（以降DMD）の方（以降Aさん）とその母でDMD保因者の方（以降Bさん）の事例
- Aさんは服薬の調整が必要になった。時間をかけて調整する必要があるため、療養介護サービスを利用し調整完了の目処が立つまで当院で生活することとなった。
- Bさんは援助があれば自宅での生活は可能だが、「少しでもAの近くにいたい」との強い希望があったので、一緒に入所することとなった。



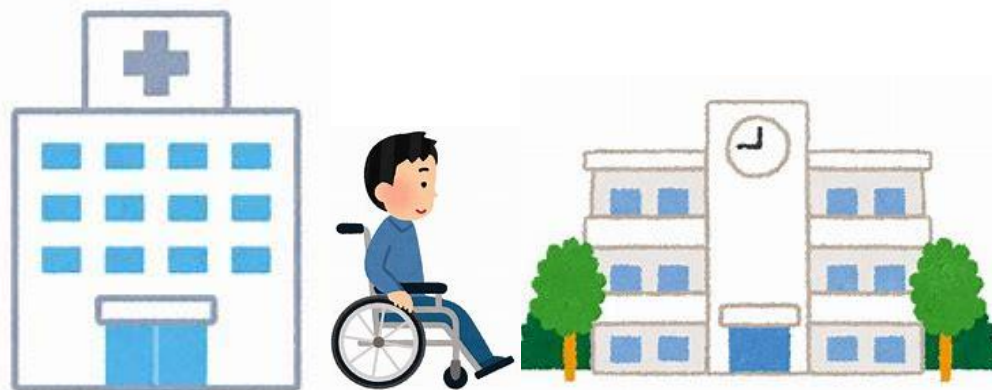
事例1（時間をかけた服薬調整が必要）

- ・現時点で服薬の調整は完了していない。思っていた以上に時間を要しているため、自宅近くの病院を経由して服薬調整が可能かを検討している。自宅近くの病院で服薬調整が可能であれば退所する予定。
- ・また、冬期間は在宅生活が不安なため、その間（概ね11月～4月）入所出来ないかといった相談もあり。入所できる人数に限りがあるため毎回可能とは言えないが、その都度調整を図る予定。



事例2（安心安全な環境で教育を受けたい）

- ・ 18歳男性DMDの方（以降Cさん）の事例
- ・ 中学校までは在宅で生活し地元の学校に通っていたが、通えそうな高校が見つからなかった。安心安全な環境で教育を受けるため、医療型障害児入所支援を利用し、新潟病院に隣接している柏崎特別支援学校の高等部に通い、卒業するまで当院で生活することとなった。



事例2（安心安全な環境で教育を受けたい）

- ・ 高校3年生の1年間、Cさんは在宅に帰るため、外泊をしては様々なことを想定し、家族を始め病院職員や学校の先生、地域の相談員や施設の職員等様々な方々と協議し、少しずつ自身の生活を構築していった。
- ・ 病状の変化に伴い多少の変更はあったものの、昨年7月に退院。現在も大きな問題なく充実した生活を送っている。



まとめ

- ・一度入所してしまおうとずっと新潟病院で生活しないといけないと思っていた方もいると思いますが、法律上はそんなことはありません。
- ・「生活を見直す機会を設けるため」や「教育を担保するため」等、様々な理由から**一時的に新潟病院に入所し、課題が解決したら住み慣れた環境に帰っても良い**のです。
- ・生活を送る一つの選択肢として、柔軟に新潟病院の福祉サービス事業を活用していただければと思います。